

平成 2 7 年度

隨時監査（工事監査）
結 果 報 告 書

（平成 2 8 年 1 月執行分）

御殿場市監査委員

27御監第311号
平成28年2月9日

御殿場市長 若林洋平 様

御殿場市監査委員 鈴木 健
御殿場市監査委員 稲葉 元也

随時監査（工事監査）の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、随時監査（工事監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

随時監査（工事監査）結果報告書

第1 監査の対象

対象工事：平成26年度第99号東富士演習場周辺道路整備事業
市道5013号線外2路線道路改良工事その1

第2 所管部局

都市建設部 道路河川課

第3 監査の期間

平成27年11月5日から平成28年2月8日まで
書類調査の日程：平成28年1月13日

第4 監査の方法

対象工事に係る計画、入札・契約、設計、積算、施工等が法令、条例、規則等に準拠し、また経済性、効率性、有効性の観点から適正に行われているかについて、工事関係書類を調査するとともに、担当課職員及び設計・施工事業者の担当者から聴取を実施した。また、現地において施工状況が設計図書及び仕様書に適合しているか否かを主眼として調査を実施した。

なお実施にあたっては、公益社団法人大阪技術振興協会との工事監査に係る技術調査業務委託契約に基づき専門の技術士1名の派遣を求めた。

担当技術士：熊井 文孝

第5 監査の結果

技術士の技術調査結果に基づき概ね適正であると判断するが、特に留意が望まれる個々の事項については、適切な措置を講じられたい。

なお、技術士から報告された調査結果の概要は、後述のとおりである。

(注記)

- 1 指摘事項とは、法令、条例、規則等に違反している事項、又は経済性、効率性、有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表するものである。
- 2 指導事項とは、上記以外で軽微な誤りと認められる事項である。
- 3 調査所見は、技術士が行った工事監査に伴う技術調査結果に対する意見を抜粋して記載したものである。

第6 調査所見

1. 工事概要

- 1) 工事場所 御殿場市柴怒田地先
- 2) 工事件名 平成26年度第99号東富士演習場周辺道路整備事業
市道5013号線外2路線道路改良工事その1
- 3) 工事内容
【橋梁下部工事】
 - ・土工事 1式
 - ・橋台工事（逆T式橋台2基、場所打ち基礎杭 8本×2箇所） 1式
 - ・仮設工事 1式
 - ・既設ブロック積復旧工事 1式
- 4) 入札方式 制限付一般競争入札
- 5) 工事請負会社 株式会社オサコー建設
- 6) 設計業者 静岡コンサルタント株式会社
- 7) 施工監理委託業者 なし（自主監理）
- 8) 事業費（消費税含む）
 - 予定金額 112,762,800円
 - 設計金額 112,762,800円
 - 契約金額 107,784,000円（当初）
115,831,080円（第1回変更）
 - 請負率 ≒95.58%（対予定金額）
- 9) 財源内訳
 - 市債 4,000,000円
 - 一般財源 1,343,080円
 - 国庫補助金 89,148,000円
 - 財産区繰入金 21,340,000円
- 10) 工事期間 平成27年1月23日～平成28年1月22日
- 11) 工事進捗状況 計画 98% 実施 98%（平成27年12月末日現在）
- 12) 公告日 平成26年12月19日
- 13) 入札年月日 平成27年1月19日～平成27年1月20日
- 14) 開札年月日 平成27年1月21日
- 15) 契約年月日 平成27年1月22日（当初）
平成27年10月28日（第1回変更）
平成27年11月24日（第2回変更）
- 16) 履行保証 東日本建設業保証株式会社による保証
（保証金額10,778,400円）

2. 工事監査における所見

当該工事の目的は、接続する陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地と富士学校を結ぶ路線であり、演習部隊の車両の通過交通量が多く、地元住民の円滑な通行に支障をきたしていること、また、通行車両の大型化等により経年劣化が進み架け替えの時期として妥当であることなどから道路整備を行うものである。今回の技術調査は、計画、設計、積算、契約、施工及び施工管理、検査等について、午前は御殿場市役所第5会議室において書類調査及び聞き取り調査を行った。また、午後から現地における現場保安措置、掲示物及び施工状況について確認した。その結果について申し述べる。

(1) 計画について

- ア、当該工事は、先に述べた目的に合致し、当該道路を利用する人たちにとって安全・安心な生活環境を維持する上で不可欠な施設であることから妥当な計画である。
- イ、地元住民に対する説明会は、平成25年12月に開催し、また、地権者には個別説明を行ったとの説明を受けた。特に問題はない。

(2) 設計について

- ア、設計図、構造計算書、数量計算書等は、照査・改算が適正に行われたことを工事設計書で確認できた。妥当である。
- イ、工事期間の算定は、「公共工事 工期設定の考え方と事例集」監修・建設大臣官房技術調査室 発行・財団法人建設物価調査会に準拠し、ルールに従い算出され定められたことを確認した。
- ウ、特記仕様書は、土木工事について発行していないとの説明を受けた。一般的に土木工事は、施工環境、施工時期及び施工内容等が一つ一つ異なるものである。当該工事は、静岡県土木工事共通仕様書及び当該設計内訳書に準拠すれば、ほぼ設計の意図を理解し施工できるものと推測できる。しかし、事例を挙げると、地権者に対する配慮事項、発生土の処理に関する事項及び次期工事受注者との協力関係等、前述の共通仕様書及び設計内訳書によって読み取れない事項について記載し、受注者に情報開示することは、工事を施工する上で大いに意義深いことであるので、今後土木工事においても発行されるよう検討していただきたい。
- エ、当該工事に含まれるものではないが、設計計算書成果品のうち以下の点について追加検討をお願いする。
 - Ａ 2橋台の杭長を10.0mとしているが、10.0mとした計算過程が明確に示されていないので、10.0mの杭長にしたことが明確になる計算過程を追加していただきたい。
- オ、設計に使用した主な図書及び基準について以下に示す。

- ①道路橋示方書・同解説 共通編 公益社団法人 日本道路協会
平成24年3月版

②道路橋示方書・同解説 下部工編 公益社団法人 日本道路協会
平成 24 年 3 月版

③道路橋示方書・同解説 耐震設計 公益社団法人 日本道路協会
平成 24 年 3 月版

④静岡県橋梁設計要領
平成 26 年 7 月

カ、三者協議について

当該工事は、発注者が設計者と協議を行い施工に反映させているとの説明を受けた。この方法では、受注者が協議から外れているため、協議内容の真意が伝わっているか疑問である。そのため、受注者を加えた三者により協議を行うことで、協議内容も設計、施工及び施工管理まで幅広く協議ができるので、それぞれにとって補うことが多いと考えられる。今後の工事において、三者協議を検討していただきたいと考えている。

(3) 積算について

ア、積算に使用した主な図書及び基準について以下に示す。

①静岡県土木工事標準積算基準書 平成 26 年度

イ、業者見積単価は、5 社から見積もりを徴収し、その平均値を採用している。ただし、最上位及び最下位の価格が平均値より 30% を超える場合は、それらを除いたあと、改めて平均値を求め単価としているとの説明を受けた。妥当である。

ウ、設計内訳書の照査は、審査者の押印があることを確認した。

(4) 契約について

ア、入札公告から入札までの期間は、法律で定められた期間以上あり問題ない。

イ、入札方式は、制限付一般競争により 10 者が応札し、入札及び落札が適正に行われたことを確認した。問題はない。

ウ、契約書を確認した。契約金額が 1 億円を超え 5 億円以下のものについて、6 万円の収入印紙を貼付することになっている。当該契約書には、6 万円の収入印紙が貼付され、受注者により消印されていることを確認した。

エ、現場代理人及び監理技術者届が提出されていることを確認した。

オ、監督員通知書を確認した。契約日の翌日、平成 27 年 1 月 23 日付、に発行されていることを確認した。

カ、設計変更第 1 回は、工法変更に伴い請負金額が増加するものであり、同第 2 回は、地権者と用地境界の協議が長引いたため工期を延伸するものであるとの説明を受けた。調査した結果、理由はいずれも正当であり、それぞれの契約書も適正であることを確認した。特に問題はない。

キ、受注者が、契約約款第 44 条に基づき賠償責任保険に加入したことを保険証写し(損

害保険ジャパン日本興亜株式会社)により確認した。

(5) 施工及び施工管理について

1) 書類関係

ア、施工計画書は、設計図、特記仕様書及び内訳書等に基づき、当該工事を施工するための基本を示すものである。受領する際は、内容を確認し、設計意図に合致しない部分があれば、適正に是正を求めていただきたい。

イ、施工計画書の内容を確認した。その結果受領の際は、以下の点について指導されたい。

①施工計画書P 5 現場組織表 に品質証明の項を設け、品質証明員及び品質証明計画を記載し、明確にしていきたい。

②同上P 1 1 従事する労働者が資格を必要とする危険有害業務 が掲載されている。このうち、コンクリート打設用機械（コンクリートポンプ車）の操作の業務は特別教育を受けているものを選任する必要がある、当該工事も該当するので注意されたい。

③同上P 2 7に場所打ち杭工法・オールケーシング工法の施工フローが示されている。一般的に、杭底より地下水位が明らかに下になる場合は、スライム処理が省略されるのが一般的である。しかし、施工計画書においては、まだ地下水位の高さが明確でないため、「スライム処理」が不要であると判断することはできない。従って、「杭削孔完了」と「鉄筋建込」の間に「スライム処理」を記載する必要がある、今後工事においては留意していただきたい。

④同上P 3 6 7. 施工管理計画 3. 品質管理基準 が示されている（P 4 0～P 4 8）。これら品質管理基準として示されているものは、コンクリートに関するものばかりであり、埋戻しにおける管理基準等が示されていないので、今後共通仕様書に基づいた品質管理が行われるように注意していただきたい。

⑤安全管理について以下の点を改善していただきたい。

- ・施工計画書P 5 3に安全施工サイクル図（安全朝礼、KY活動、現場巡視、安全打合せ会等を示したもの）を作成し添付すること。

- ・同上P 5 4 3. 安全衛生協議会に協議会組織図を添付すること。

- ・同上P 6 3 全体工程表安全衛生管理計画書の行事欄には、7月の全国安全週間及び10月の全国衛生週間を記載すること。

- ・同上P 7 2 10. 交通管理 2. 安全施設において、(1)保安柵等の設置の項では、「工事場所には第三者が立ち入りできないように保安柵を設置し、安全対策を図る」とされているが、具体的に図示すること。

ウ、施工体制台帳及び施工体系図を確認した。いずれも最新版が提出されていることを確認した。

- エ、工程は、計画と実施が毎月管理されていることを確認した。
- オ、材料承諾願いの記録簿を確認した。いずれも適切に管理されていた。

2) 現場管理

- ア、工事現場掲示物について調査し、建設業の許可票、建設業退職金共済制度加入済証、労災保険成立票及び施工体系図を確認した。いずれも適切に掲示されていた。
- イ、ほぼ完成した工事現場について、A1、A2を調査した。各アバットとも設計図書に基づき、並びに現地の地形の状況に応じた仕上げが行われていることを確認した。
- ウ、発注者の立場として工事に伴う災害等の防止に努力していただきたい。昨今、工事実施段階における、工事事故災害が多く発生しているが、これらの事例には、労働災害、地下埋設物の損傷事故、電線等の架空線切断事故、重機による建物損傷事故及び交通災害等が挙げられる。これらによって近隣住民に対する迷惑行為は、どの工事現場でも発生する可能性を持っている。このような事故災害を防止し、市民の信頼を得るための一案として、毎年7月の全国安全週間及び10月の全国衛生週間等の時期に合わせて、当該工事に従事している作業員に対し事故災害防止を呼びかけることは大変有効であるので今後検討していただきたい。

(6) 検査等について

- ア、段階確認について、検査状況を計画表及び工事写真により調査した。同確認検査は、計画表（施工計画書P52に添付）及び設計図書に基づき適正に行われていることを確認した。また、工事写真も確認したが撮影状態も適切であり問題は無い。

3. 総合的所見

当該工事の調査に提示された計画、設計、積算、契約、施工及び施工管理、検査等に関する書類及び聞き取り調査を実施した。また、現地において掲示物、施工状況、工事現場の維持管理等について調査した。

その結果、特に指摘する事項はなく適正に工事が執行されているものと判断した。しかし、**2. 工事監査における所見**の各項目に、配慮していただきたい事項を記載したので適切に対応され、今後の施工に活かしていただくことを願っている。